

# 一般名処方について

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、薬剤の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の薬剤について十分な供給が難しい状況が続いています。当センターでは、後発医薬品のある薬剤について、一般的な名称により処方せんを発行する「一般名処方」を行う場合があります。

※ 一般名処方とは、薬剤の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の薬剤であっても有効成分が同じ複数の薬剤が選択でき、患者さまに必要な薬剤を提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。